

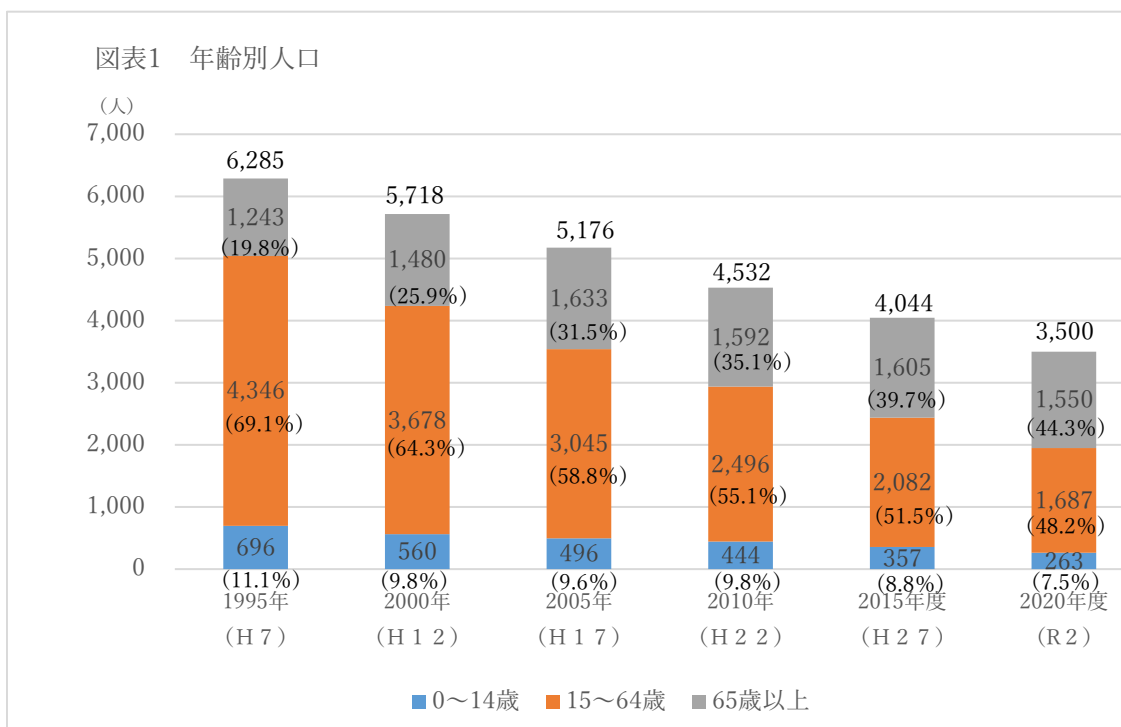
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 上川町における人口構造

上川町の人口は、昭和 35 (1960) 年の 15,289 人をピークに減少を続け、令和 5 (2023) 年 3 月末の総人口は、3,171 人とピーク時に比べ 21.4%まで減少している（住民基本台帳）。人口減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この 25 年間に高齢化率は 19.8%（平成 7 年国勢調査）から 44.3%（令和 2 年国勢調査）に上昇する一方、生産年齢人口は 6 割以上が減少した（H7：4,346 人→R2：1,687 人 △61.1%）。上川町全体では、少子高齢化が進展しつつも、高齢人口は平成 27 年（2015）をピークに減少に転じる見込みである。



(出典：国勢調査 (H7～R2)、第 2 期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

② 上川町における産業構造

上川町の産業構造は、昭和 29 年に発生した台風 15 号（洞爺丸台風）による風倒木処理事業により昭和 30 年代～40 年代後半にかけては林業が基幹産業として活況をもた

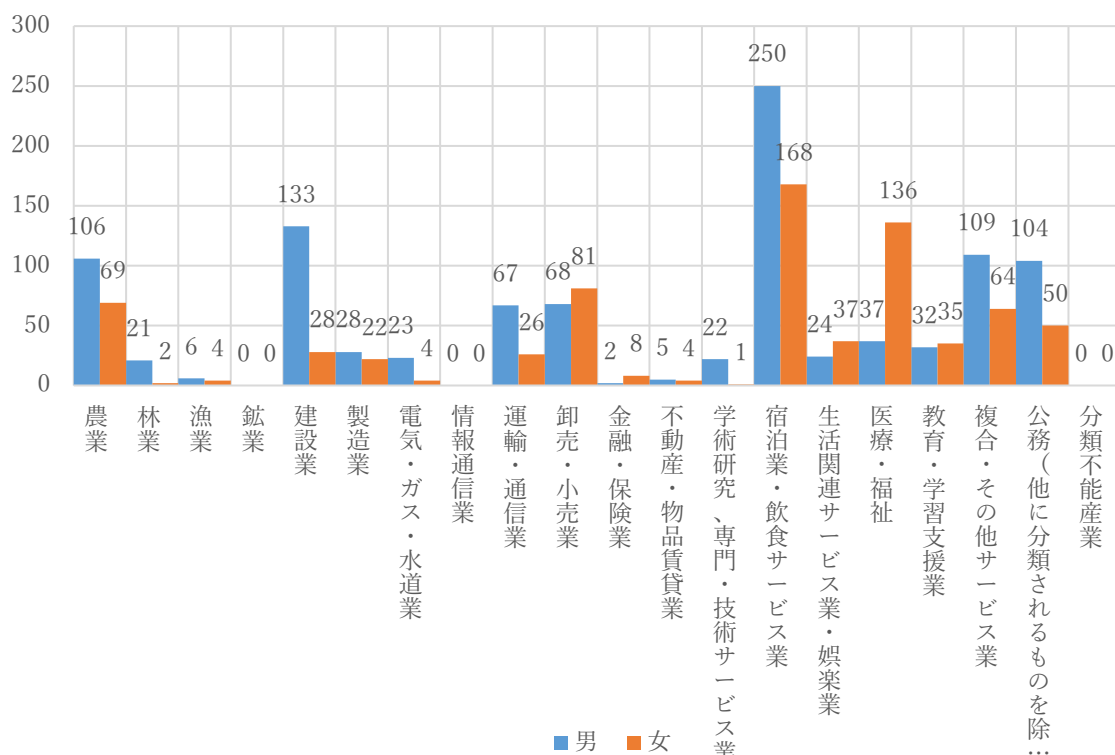
らしたが林業を取り巻く環境の変化等により衰退し、林業、木材関連事業所も減少の一途をたどり、現在は、観光業と農業を基幹産業としている。

産業別人口も宿泊業・飲食サービス業が最も多く、418人（男性：250人、女性：168人）が従事している。次いで、農業・林業が198人、医療・福祉が173人となっている。

人口減少による高齢化と後継者不足から町内商工業者数は減少しており、活力あるまちづくりを形成するために商工業の振興、地域雇用の推進により地域経済の活性化を図る必要がある。

また、平成28年経済センサス基礎調査の結果では、民営事業所の9割以上の事業所が従業者数50人以下の小規模事業所であり、これらの中小企業・小規模事業者が上川町の経済と雇用を支えている。

図表2 男女別産業人口



(出典：国勢調査 R2)

③ 上川町の中小・小規模事業者の実態等

これまでの人口推移が示すとおり、人口減少が著しく、特に少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、労働力不足や後継者不足の問題を引き起している。こうした状況から町内経済の縮小による危機感や将来展望に不安を抱き、経済・雇用を支える中小・小規模事業者の持続的な発展が危ぶまれている。

(2) 目標

上川町内の中小企業・小規模事業者においては、設備の更新を図り、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持するために、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たな担い手となろうとする者にとって魅力ある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ支援していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業・小規模事業者等の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上川町の産業構造は、農業と観光業を基幹産業としているものの、業種に偏ることなく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象地域は上川町内全地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画における対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場を見据えた連携等、多様であるため、本計画における対象事業は、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月18日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定を図る。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

町内中小企業・小規模事業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、上川町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。